

平成21年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第2号）

平成21年3月4日（水曜日）午前10時開議

第1 議案質疑

第2 常任委員会議案付託

第3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

日程第2 常任委員会議案付託

日程第3 常任委員会陳情付託

出席議員（24名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 伊藤 保 | 2番 | 島田 和雄 |
| 3番 | 平野 忠作 | 4番 | 伊藤 房代 |
| 5番 | 林 七巳 | 6番 | 向後 悦世 |
| 7番 | 景山 岩三郎 | 8番 | 滑川 公英 |
| 9番 | 嶋田 哲純 | 10番 | 柴田 徹也 |
| 11番 | 木内 欽市 | 12番 | 佐久間 茂樹 |
| 13番 | 日下 昭治 | 14番 | 平野 浩 |
| 15番 | 林 俊介 | 16番 | 明智 忠直 |
| 17番 | 林 一雄 | 18番 | 高木 武雄 |
| 19番 | 嶋田 茂樹 | 20番 | 向後 和夫 |
| 21番 | 高橋 利彦 | 22番 | 林 正一郎 |
| 24番 | 神子 功 | 26番 | 林 一哉 |

欠席議員（1名）

25番 伊藤 鐵

説明のため出席した者

| | | | |
|---------------|-----------|-------------|---------|
| 市 長 | 伊 藤 忠 良 | 副 市 長 | 鈴 木 正 美 |
| 教 育 長 | 米 本 弥 榮 子 | 病 院 事 務 部 長 | 伊 藤 敬 典 |
| 総 務 課 長 | 高 埜 英 俊 | 秘 書 広 報 課 長 | 加 瀬 寿 一 |
| 企 画 課 長 | 加 瀬 正 彦 | 財 政 課 長 | 平 野 哲 也 |
| 税 務 課 長 | 野 口 德 和 | 市 民 課 長 | 木 内 國 利 |
| 環 境 課 長 | 平 野 修 司 | 保 険 年 金 課 長 | 増 田 富 雄 |
| 健 康 管 理 課 長 | 小 長 谷 博 | 社 会 福 祉 課 長 | 在 田 豊 |
| 高 齢 者 福 祉 課 長 | 横 山 秀 喜 | 商 工 観 光 課 長 | 神 原 房 雄 |
| 農 水 産 課 長 | 堀 江 隆 夫 | 建 設 課 長 | 米 本 壽 一 |
| 都 市 整 備 課 長 | 島 田 和 幸 | 下 水 道 課 長 | 中 野 博 之 |
| 会 計 管 理 者 | 渡 辺 輝 明 | 消 防 長 | 菅 谷 衛 一 |
| 水 道 課 長 | 堀 川 茂 博 | 庶 務 課 長 | 浪 川 敏 夫 |
| 学 校 教 育 課 長 | 及 川 博 | 生 涯 学 習 課 長 | 花 香 寛 源 |
| 国 体 推 進 室 長 | 高 野 晃 雄 | 監 査 委 員 長 | 林 久 男 |
| 農 業 委 員 会 長 | 小 田 雄 治 | 国 民 宿 舎 人 員 | 野 口 國 男 |
| 病 院 経 理 課 長 | 鈴 木 清 武 | 支 配 人 院 長 | 鐔 木 友 孝 |
| | | 再 整 備 室 長 | |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 宮 本 英 一 | 事 務 局 次 長 | 石 毛 健 一 |
|---------|---------|-----------|---------|

開議 午前10時 0分

議長（向後和夫） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

議長（向後和夫） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第32号までの32議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

13番（日下昭治） 旭市21年度一般会計について何点か説明をしていただきたいと思います。

まず、13ページの市税についてでございますけれども、この市税、税金はこのような経済情勢下の中においてかなり厳しい状況であろうかと思えます。当然そのような形の中で、前年度と比較して減額をして予算を立ててあるわけでございますけれども、その中で特にちょっと感じ、そういった状況の中で分かるんですけども、個人市民税等について徴収率を見てもみますと、昨年と比較した場合に0.7ですか、徴収率を上げてございます。厳しい状況の中でそれだけ上げて徴収をできると想定した予算だろうと思えますけれども、その辺につきましても、税務課はかなり努力しておるなという感じは思うわけでございます。恐らく私は徴収率が下がるのかなと思いましたが、徴収率は上がっている部分はかなり多く見られるかと思えます。

ただ、個人市民税、固定資産税、都市計画税ですか、滞納繰越分の調定見込額がかなり増えておるということを考えてみますと、当然徴収できなかったものが増えていくというのを私は想定したわけでございます。そういう中で、申し上げましたように、徴収率を上げて予

算を組むということは何か帳じり合わせでもしてあるんじゃないかなと、そんな想定を私はしてしまうようなわけでございますけれども、その辺をもう少し詳しく説明いただければと思います。市民税についてはそのような形でお願いしたいと思います。

続きまして18ページです。地方交付税76億1,000万円、5億円ほど交付税が昨年から比較して上がっておるわけでございますが、合併特例債の一部分も返済に入っておるのかなと思いますし、臨時財政対策債が、何年かやりましてそれが100%交付税算定されておるところでございますので、それらは有利な財源だと言いますけれども借金の一部でございますし、返済に回る部分があるかと思っておりますので、その辺はどれくらいまでこの中に返済分として、100%あるいは50%もありますか、70%というような算定をされているものはどの辺まで見込まれているのか、その辺をできればお願いしたいと思います。

続きまして、支出のほうに移りたいと思います。

50ページの説明欄の14、使用料及び賃借料、これの中の建物等借上料、これは多分、私が前回質問させていただきました南分庁舎の借上料に当たるんじゃないかなと思いますけれども、前年と比較しますと約半額くらいになっていますか。その辺、契約状況がどのような形で契約されたのかということ詳しくお願いしたいと思います。

続きまして63ページ、同じく説明欄の電子自治体推進事業についてでございますが、その中の委託料、情報化計画策定支援業務委託料1,281万円、あるいはまたその中で、19節になります。負担金等において電子調達システム利用負担金等々が結構あるわけございまして、それらの内容的なものが今後、恐らく毎年多少なり入っているのかなと思いますけれども、新たに1,200万円が計画策定支援という形で予算化されておりますので、その辺のものについても説明いただきたいと思います。

続きまして73ページ、収税事務費、同じく説明欄13、委託料の中で公売物件鑑定委託料というような形で50万8,000円ほど予算化されておるわけでございますが、収税事務の中で公売物件ということになりますと差し押さえ物件になるのかなというような感じを持ちましたので、その辺のものについて、どのような処理をするのかお願いしたいと思います。

それと、160ページになろうかと思っております。説明欄の中で地域バイオマス利活用推進事業、負担金補助及び交付金という形の中で、新技術実証事業補助金2,864万7,000円、家畜排せつ物利活用施設整備事業補助金、これは補助金ということでございます。当然補助金として入っておるのを流すということだと思っておりますけれども、それらについての事業体等について説明いただきたいと思っております。

195ページ、説明欄2の街路整備事業、谷丁場遊正線に当たります所ですけれども、当然不動産鑑定委託料、公有財産購入費、これらの公有財産購入に基づく不動産鑑定になるのかなと思いますが、これをやる土地を取得し工事をするということになりますと、結構大きな金額でここに入ってきておるわけでございますので、どの辺の工事をどのような形で進められていくのかお願いをしたいと思います。

続きまして200ページ、公園費のほうです。説明欄の4、袋公園整備事業、ここの13委託料の中に不動産鑑定委託料等が入ってきておるわけでございますけれども、ここの中には不動産取得等のものは入っておりませんので、何のために不動産鑑定を委託するのかということの説明をいただきたいと思います。

それと続きまして、文化の杜公園整備事業において、ここについては公有財産購入費等が入ってきております。当然不動産鑑定委託料も入っておりますし、工事請負費が2億5,000万円ほどあるわけでございます。本年度予算でこれらが執行された場合にどのくらいまで事業が進むのか、それらについての説明をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（向後和夫） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） それでは、税務課より2点ほどお答えいたします。

まず、1点目の予算書の13ページの市民税の現年課税分の徴収率の関係についてお答えいたします。

徴収率につきましては、予算編成時の20年度の決算見込みを基に計上しております。それで、19年度の決算状況では95.18%でした。今年の20年度の決算見込みでは95.4%ということで、予算の見込みではちょっと厳しい状況ですが、徴収努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、滞納繰越分については、今まで予算の組み方について前年実績を基にして予算を組んでいた状況なんですけれども、大きく滞納繰越分が入ったりすると徴収率というのは大きく変動するということで、平均的なもので出していくという考え方に変えました。

次に、歳出のほうの73ページです。右欄の5番の収税事務費についてのうち、2款2項2目賦課徴収費の説明欄2番の収税事務費、13節委託料の公売物件鑑定委託料50万8,000円についてですけれども、これにつきましては、差し押さえをした物件についてですけれども、ほとんどの差し押さえ物件が目いっぱい抵当権が入っているということで、配当が見込めな

いような物件がほとんどです。ただ、これから差し押さえをしていく中で、そういう担保権設定のない条件のいいものについてはこういうふうに不動産鑑定をしましてやっていこうという考えで、予算を確保していないと不動産鑑定できませんので、そのための予算措置であります。

以上です。

議長（向後和夫） 財政課長。

財政課長（平野哲也） それでは、私のほうの質問でございます。

最初に、18ページの地方交付税の中でございます。地方交付税の中で合併特例債あるいは臨時財政対策債の分がどのくらい見込まれるのかというご質問でございます。これはあくまでも見込みでございますので、見込まれる額ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、合併特例債分については1億8,500万円程度入るのではないかと予想しております。次に、臨時財政対策債の償還分でございますけれども、この辺につきましては約4億3,000万円程度見込まれるということでお願ひしたいと思ひます。

それからもう1点、63ページの電子調達システムの関係でございます。19節負担金の中の一歩下の電子調達システム利用負担金でございます。これについてご説明申し上げます。

これにつきましては、平成21年度から電子入札システムを導入することを予定いたしてありまして、千葉県の電子自治体運営協議会の中の千葉市町村共同利用電子調達システムによる共同運営、これは共同運営でやられておりますが、ここに参加して初めてそのシステムを利用できるということで、ここへ参加するための利用負担金ということでございます。

参考までに申し上げますと、電子入札の利用開始年度は当初22年度で予定していたわけですが、1年前倒ししまして21年度からということで、21年度中に模擬入札といひますが、そういったテスト等を早目にできればいいなということで考えております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 総務課長。

総務課長（高埜英俊） 50ページの使用料及び賃借料、建物等借上料についてのご質問にお答えいたします。

今年度394万2,000円でございますして、昨年度、20年度は788万6,000円ということでございます。これは、ご指摘にありましたように南分館の借上料でございます。南分館の借り上げは、この3月31日で10年契約の期間が満了いたします。確かに年額800万円近い金額を払っております、高いというご指摘を受けながらいろいろと検討してまいりました。その結

果、相手方とも交渉いたしまして半額以下で借りられるという見込みが立ちましたので、短期間お借りしようということで計上したわけでございます。

契約したのかというご指摘がありましたけれども、この予算が通ってから新年度になって早々に契約するという予定でございます。その内容についてちょっとご説明いたします。

契約の方法は新規でございます。前の契約を引き継ぐというものではございません。それから、契約期間は2年、短期に設定してございます。従前は10年でございます。それから、借りるものは従前と全く同じでございます。3階建てのうち1階と2階、延べ床面積が134.91坪、445.98平米、それと駐車場が16台分です。賃借料なんですけれども、1坪当たり2,079円、これは月額、税込みでございます。従前は4,515円でした。それから、駐車場が1台当たり3,000円、これは従前と同じでございます。その結果、年の支払い額が394万1,724円となりますので、この金額を計上してございます。この金額でございますけれども、不動産鑑定士のアドバイスをいただきまして実勢価格を調査した結果でございます。

以上です。

議長（向後和夫） 企画課長。

企画課長（加瀬正彦） それでは、63ページにお戻りいただきまして、電子自治体推進事業の13節の委託料、情報化計画策定支援業務委託料の内容についてご説明申し上げます。

まず、この中は三つに分かれておりまして、一つ目がシステム等の改修、開発、そういった見積もりをいただいたときにその内容を精査する支援業務、アドバイザーの派遣の業務で、これが315万円を予定しています。もう一つ、情報システムの更新計画の策定が409万5,000円、それから、システムを更新していくときにどういった構築が必要なのかということで、その更新計画をまた支援していただくのに556万5,000円、この三つを予定しております。

それからもう一つ、64ページの負担金のところ、電子申請システムの利用負担金なんですけれども、これが80万3,000円ということで、平成20年度の予算では289万8,000円ということでありましたけれども、その時には初年度の参加の当初費用がかかった、21年度からはランニングコストの負担で済むということで、これにつきましては千葉県全体の中で進めているものでございまして、38市町村が参加しているそのための負担金でございます。

以上です。

議長（向後和夫） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、予算書の160ページ、地域バイオマス利活用推進事業につきましてご説明を申し上げます。

議員のご質問にありましたように、本事業につきましては、国・県の補助事業制度を活用しまして畜産農家等の経営改善を支援するものでございます。一つ目の新技術実証事業補助金につきましては、畜産農家2戸、耕種農家3戸等の計5戸から構成します農業団体、(仮称)鎌数エコフィード利用組合、ここの組合が食品メーカー等から排出されますラーメンくずあるいはおから等の食品残渣等を発酵処理しまして家畜の飼料とするものでございます。飼料の発酵処理プラント建設等に際しまして、事業費の2分の1につきまして国から支援を受けるものでございます。

もう一つの家畜排せつ物利活用施設整備事業補助金につきましては、養鶏を主とする五つの畜産農業経営体が任意組合、旭市育成農場堆肥組合、そういう組織を作りまして、鶏ふんを発酵させまして良質堆肥を生産するための発酵処理施設及び製品の保管庫等を整備するものであります。事業費の2分の1を国から、8分の1を県から、合わせまして8分の5の支援を受けて事業を実施するものでございます。

以上であります。

議長(向後和夫) 都市整備課長。

都市整備課長(島田和幸) それでは、195ページの谷丁場遊正線についてでございますけれども、工事をどのように進めていくのかということですが、本年度は道路の造成工事を主に行ってまいります。盛り土工事、それから擁壁工事等、延長900メートルあるんですが、その部分の770メートルについて整備を行ってまいります。あと土地の取得を行ってまいります。面積で約4,800平米、それから、土地開発公社で先行取得してございますので、それらを買戻してまいります。それで24年度完成を目指してまいります。

それから、200ページの袋公園整備事業でございますけれども、不動産鑑定があつて土地の取得費がないのはなぜかというご質問ですが、これは、地権者が相続でかなりの期間を要しますので、用地取得にかなり流動的でございますので、買える場合は土地開発公社にて買い上げてまいります。不動産鑑定は、その相続に当たりまして額を提示するために行うものでございます。

それから、同じく200ページの文化の杜公園整備事業、どのくらいまで事業が進むのかということでございますけれども、本年度は基盤造成工事、それから植栽工事等を行ってまいります。面積は約7万2,000平米でございます。

以上でございます。

議長(向後和夫) 日下昭治議員。

13番(日下昭治) 再質疑を若干させていただきたいと思います。

税務課長のほうからよく説明をいただきました。ただ、滞納のあれが若干違ったという、調定見込額の計算とかちょっと分かりませんでしたけれども、違ったということでございます。調定見込額でありますけれども、繰越分が増えるということはあまり芳しい話じゃないと思いますので、その辺、徴収率を上げて何とか無理にでもそれに努力すると、そういう努力は十分感じますけれども、ぜひその繰越分の調定見込額はできるだけ少なくという努力をしていただきたいと思います。

それと、この中には恐らく昨年度のものも入っておりますし、あるいは時効直前のものもあろうかと思っておりますけれども、その辺の古いもの、時効直前に当たるものがどのくらいあるか分かればまた教えていただければと思います。ここでなくてもかまいませんけれども、時効に、不納欠損にならないように、ぜひ税務課のほうで対応をお願いしたいと思います。

それともう1点、税務課の関係で土地公売物件の鑑定ですね。73ページです。恐らく、先ほどの答弁の中にごさいましたように、担保等がかなり複雑に入っておりますということが多いということでございますけれども、当然そういったものは差し押さえされたところでどうしようもないということになるのかなと思います。こういう処理できるものを鑑定していくのかなと思いますけれども、そういったものが今どのくらいあるのかなということも感じるわけでございますが、その辺もし分かれば、金額は鑑定しなければ分からないと思いますので、物件等が何件くらいあるのか報告いただければと思います。

それから、地域バイオマスの関係でございますけれども、新技術実証事業補助金については新しい事業体が発足するということになるのかなと思いますけれども、その辺もう一度説明いただければと思います。

あと、195ページの街路整備事業、公有財産の購入費、これはすべて公社買い上げ分になっておるのか。あるいは、不動産鑑定委託料等が入ってくれば当然新規な物件も、土地購入というような形のものもあるのかなと思いますが、その辺のものをもう少し詳しくいただければと思います。

以上、2回目の質疑を終わります。

議長(向後和夫) 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

税務課長(野口徳和) お答えいたします。

まず、時効関係ということで不納欠損の関係だと思えるんですけども、これについては、現在年度末に向けて精査中ですので、まだ分かりません。決算時点でお答えしたいと思えます。

それから、公売についてですけども、現在、差し押さえしている物件については48件ございます。

以上です。

議長（向後和夫） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） 地域バイオマス利活用事業についての中の新技術実証事業につきましてご説明申し上げます。

この事業につきましては、先ほど言いましたように畜産農家2戸、これは養鶏が1戸、養豚が1戸でございます。それと耕種農家3戸、実は国の補助事業等の中では5戸以上の共同事業、そういうものに対する支援ということになっております。そういう共同で事業をやる方に対する支援という要件があります。そんなことで耕種農家にも入っていただきまして、鎌数エコフィード利用組合を新たに組織して事業を起こすということでございます。

以上であります。

議長（向後和夫） 都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 谷丁場遊正線でございますけれども、公社の買い戻し分が約7,020平米ございます。それから、新規に取得する分が4,811平米ございます。合わせて11,831平米の用地でございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） それでは、233ページの飯岡中学校改築工事について数点お尋ねをします。

飯岡西部地区の土地改良事業の非農用地に飯岡中学校建設のための予算であります。まず1点目は、この地区の採択の時期、また完成はいつになるのか。それから2点目として、今の場所からこの場所へ移転の理由について。3番目として、学区内での同意はどのように行われたのか。4点目として、校舎などの建物の耐震の結果とそれによる改築の際の補助金の補助率。5点目として、万が一この場所への建設が不可能になったとき、また数年後になったときでもこの設計書はそのまま使用可能なのか。6番目として、海上中学校の跡地もそ

のままになっていますが、移転後の跡地利用はどのように考えているのか。7番目として、管内の小学校並びに中学校の生徒1人当たりの敷地面積の最高と最低、これについてお尋ねをします。

議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員のご質問の中の1点目の飯岡西部地区の採択の関係でございます。

現在、ご承知のように県営土地改良事業ということで土地改良事業をお願いしてございます。県のほうとの協議の現時点では、平成22年、来年の4月を一つの採択の目途としまして現在進んでおるところでございます。なお、面工事等につきましては、予定ですと23年の田んぼ等の収穫が終わった後、秋から開始されるのかなということで現在進めております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） それでは、2点目の移転の理由でございますけれども、移転の理由につきましては、工事中の安全性だとか騒音等による授業への影響、それと用地の確保、通学距離だとか建設後の交通の状況、建設費等を勘案して移転をしたいということでございます。

それと、学区内の意向の把握でございますけれども、その辺につきましては、特別に学区内すべてについて意向調査等は実施しておりません。ただ、飯岡中学校内に建設委員会といいますが、そういった組織を作っていただきまして検討していただきました。そのメンバーにつきましては、学識経験者あるいは区長の代表、学校評議員、PTAの代表等々15名程度だと思っておりますけれども、そこで検討されて市に要望がされておまして、それも支所の西側方面への移転をお願いしたいといったこともございまして、このご意見も尊重せざるを得ないのかなということもございます。

それと、耐震の結果と補助率についてというご質問でございますけれども、耐震につきましては今後実施していく予定になっております。それと、それによりまして3分の1の改築の補助率になるのか、あるいは結果によっては2分の1の補助率になるのか、その辺は今後診断をしてからの結果でございまして、その診断も今回の予算をお願いしているところでございます。

それと、この建設が不可能になった場合の設計書はどうするのかというご質問でござい

すけれども、一義的には土地改良での非農用地を利用できれば一番いいということで、採択されるようになれば一番いいんですけれども、もしそうでないということになりますと、その結果を見きわめながらその予算の執行はしていく予定ではありますけれども、どうしても難しくなるということが判断された場合には、あそこにあるスポーツ公園にも約3.3ヘクタール程度の面積がございますので、その辺の使用も頭の中に入れて事業を見きわめていこうかなと、そういう考えであります。

それと、跡地の利用につきましては、現在、海上中の跡地もそうでございますけれども、これは現校舎等を解体した後に普通財産にして所管替えをするということで、適正な使用について検討されていくものと考えております。

それと、生徒1人当たりの最高と最低の面積ということでございますけれども、中学校は5校ございまして、現在のところ、1人当たりの面積が一番多いところにつきましては海上中学校の128.4平方メートルでございます。一番少ないところが第二中学校の1人当たり38.0平方メートルというところでございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） それでは、まず1点目の県営土地改良の補助の採択のめどは22年ということでございますが、かなりこの辺にも土地改良の地域がございますので、そういう中で三川地区は、県への申し込みというんですか、これは何番目になっているのか、そういう中で22年の採択が果たして可能なのか、その辺。

それから、2番目の今の場所からこの場所への移転の理由については、用地の確保の問題、それから騒音の問題、児童の安全の問題ということでございますが、二中ですか、これらは現状のままで場所を変えて建て替えたわけです。そういう危険性はないと思うんですが、ましてこういう財政が厳しくなった中で、果たして用地を新規に確保してそういう学校の移転をする必要があるのか。

それから、3番目の学区内の同意の件でございますが、この15人のメンバーでそういうことが決まったということですが、しかし、かなり飯岡地区ではこの移転について問題があるというようなことを聞いているんですが、それはどういうふうに確認しているのか。

それから、4番目の校舎の耐震の関係でございますが、飯岡の今の中学校は校舎を含め体育館とかいろいろあるわけですが、当然これらも耐震をやると思うわけです。そういう中で、耐震診断の結果これは問題はないという建物まで当然壊すと思うんですが、そうしますとか

なり学校建設に対して無駄な金を使ってしまうと思うんですが、その辺はどういうふうに考えているのか。

それから、5番目の設計書の問題でございますが、22年の採択を見据えながらということでございますが、22年の採択では、今年は普通であれば到底、設計の委託はできないと思うんですが、採択がされて初めて設計に入ると思うんですが、その辺どういうふうに考えているのか。

それから、6番目の跡地の問題、当然解体してということでございますが、海上中もそのままになっているわけですね。やはり今こういう財政の中で、その跡地の問題も検討しなければならぬと、ただ空かせておいてはこれはもったいないと思うんですね。それを具体的にどういうふうに考えているのか。

それから、7番目の管内の小学校の児童・生徒数ですが、飯岡中は現状では1人当たり99.6平米ですか、ほかの中学校と比較しますと1人当たりの面積はまあまあ普通にいてると思うんです。第二中学校の38平米から比較すればかなり多くなっているわけですね。ですから、あえて移転しなくても私は問題ないと思うんです。その辺どういうふうに検討されたのか、その辺について再度お答えいただきたいと思います。

議長（向後和夫） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） それではお答え申し上げます。

移転の必要性でございますけれども、まずは現在の飯岡中につきましては、市道を挟んで東西に分かれて校舎と運動場があるということ、ということであれば改築の時期にはそういったものは解消していくのがいいだろうという、そういったこともあります。もう一つとして、飯岡中学校も避難場所に設定されておりますけれども、津波等については50センチメートル以内の津波が来ると予想されている部分にもなっております、避難場所がそういった所から解消できればいいのかなと、そういった思いもあります。

あと、学区内の同意の関係でございますけれども、学校の中に作っていただいた検討委員会のご意見をちょうだいしているところでありますけれども、それ以外の皆様のご意向について問題ありというご意見があるということでございますけれども、私どもとしまして、その辺の問題については今のところ承知をしておりません。

それと、耐震診断の結果、耐震化されているものだと言われたときにそういったところまで壊すのは無駄ではないかというご指摘でございますけれども、確かにそういった所はござ

いますけれども、一方で耐震がきかない、改築が必要だと言われる所はそのままにしておくわけにもいかないということで、その辺については、今のところ特別教室棟が0.61ぐらいのI s値でございます、そこが一番飯岡中ではいいだろうと言われていた所でございますけれども、それとて0.7を下回っている所でございますので、改築をしてもいいのかなという、そういった判断をしております。

それと、採択が22年でございます、その前に設計をすることについては無理だろうというご指摘でございますけれども、それにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、非農用地ができないということだと、スポーツ公園も十分に可能でございますので、そちらを利用できるということを考えて設計してもいいのかなという思いはしますけれども、ぎりぎりまで執行は待って、非農用地の設定がうまくいくという見込みができたときに執行するという考えであります。

それと、跡地につきましては我々のほうだけで判断できません。市全体のいろいろな用途もございましょうし、そういったことを考えて、今後、解体後に判断をしていくということになると思います。

それと、1人当たりの面積について99平方メートルということからまあまあ普通だろうということで、それ以上の面積は必要ないんじゃないかということもございますけれども、一方で、いろいろな部活だとかもございまして、3万8,000から4万以上の面積は必要になるのかなという考えも持っております。現在、いろいろな部活がそれぞれ重なり合って練習をしているという状況がございますので、移転をしてせっかくそういった機会があるときには練習のしやすい面積を確保しておくのも、それもすべきではないのかなという考えは持っております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の1番目の質問でございますけれども、飯岡西部地区の申し込みということでございますけれども、現在、22年4月に向かってということで県の職員と一緒に実は計画を作っております。ただ、この海匠農林振興センターの中から上げていただくわけですが、椿海地区でもう1地区手が挙がりまして、やはりここも22年4月ということで向かっております。ただ、県の方から聞きまして、22年4月に向かって二つの地区を出そうということで、他の地区からあまり県内ではないだろうということで、どちらか一つということじゃなくて二つを出すということで現在進んでいただいております。

それともう一つ、可能性ですけれども、現在、市内では多くの工区等の中で土地改良事業を実施しておりますけれども、個人的に申しますと、特に飯岡西部地区につきましてはほかの地区よりは相当、実は事業に対しての熱い思いがあるのかなということです。現時点での仮の同意等につきましても、今までの地区と比べますとかなり高い状況でございます。地元の方々の協力なくしてこれはできません。そんなことで、可能性は、今までと比べると相当進みやすい地域ということで我々は認識しております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） そうしますと採択が22年ですか、ということは来年の4月以降ですね。それが今年で設計をやるということは、全くはっきり分からない中での設計になってしまうと思うんですね。本来なら、採択が決まらなくては、結局設計をやっても無駄になってしまうわけでしょう。その辺どういうふうに考えているのか。

それからもう1点、もしこの非農用地が買収できなければ、今、公有地が3町歩ほどあるという中で、これを使ってという話もありましたが、そうすれば今の財政の中ではやはり公有地の有効活用ということから、まず第1段階はこの公有地を使用する、そういうことは全然検討していないんですか。

以上です。

議長（向後和夫） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） まず第1点目の、22年の採択についてそれ以前に設計するということとはあり得ないというご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、いわゆるスポーツ公園というものが3.3ヘクタール程度ありますけれども、その北側の部分について、校舎と屋内運動場と駐車場程度のものをそこに置きたいと、非農用地がうまくできれば西側に延びていくと、非農用地がどうしても駄目だということになればスポーツ公園の本体、南にグラウンド等を予定すると、そういった、どちらでも言ったらおかしいですけども、一義的にはその非農用地の部分をお願いしたいんですけれども、それがどうしても見込めないということになったときには南側に延ばしていくと、そういった考えで現在のところはおります。

それともう1点のお話、現在の学校の敷地を活用するというお話ですか、それについては使い方によって、地形といいますか土地の格好がございまして、四角いぴったりした所へ持

っていったほうが、なおいい格好にできるということから、現在のところは、その跡地の所で検討していただければなということ考えております。

議長（向後和夫） 伊藤市長。

市長（伊藤忠良） それでは、私のほうから少し補足をさせていただきたいと思います。

まず、公園用地の利用でありますけれども、公園用地をすべて利用するというの一番財政的にはいいだろうというご指摘でございます。そのとおりだろうと思っておりますけれども、飯岡西部の土地改良というのは海上の排水の面も考えておりますし、非常に大事な土地改良事業であります。ですから、その土地改良事業のプラスになれるような形がとれば、なおいいだろうと考えて、非農用地を生み出してそれが利用できるということであれば利用させていただきたい、そのように考えております。

それから、学校を移転するという問題ですけれども、二中の場合には、ほかに用地取得というのはなかなか難しいものですからあの位置でやらせていただきました。もう議員の方はご覧になってよく分かっていただいておりますけれども、生徒の皆さん方には長い期間運動場が使えない、騒音には悩まされる、非常に迷惑な中で子どもらは授業に励んできておるわけであります。そういったものを考えるときに、別の用地に建設ができて子どもたちはできた所へ移転できるということであればこれが一番いいわけですから、そういった形をとりたい、そのように考えています。まだ土地改良事業が本決まりじゃありませんから流動的のところはありますけれども、飯岡中学校の傷み具合から見て、ご覧になっていただければよく分かるんですけれども、一般の学校と違って爆裂なども起きております。

そういった意味で、子どもたちを安全に守ってあげるにはできるだけ早くやりたい、建て直してあげたい、そういった思いもあるものですから、そういったところで今回予算計上をさせていただきました。その辺をぜひご理解いただきたいと思います。

議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

24番（神子 功） 議案第1号、平成21年度旭市一般会計予算について、ご質疑申し上げます。

歳入を中心にお伺いをいたします。

まず、市税関係についてお伺いをいたします。予算書は13ページになります。まず、市民税につきましては、先ほども質疑にありましたが、個人市民税27億1,063万4,000円、対前年度比1億5万9,000円の3.6%減、法人市民税につきましては3億9,194万5,000円、対前年度

比 1 億1,624万8,000円の22.9%減、トータルいたしますと31億257万9,000円で、対前年度比 2 億1,630万7,000円の6.5%減という予算の計上でございます。

そこでお伺いいたしますが、個人市民税、これは均等割ですが、これにおける納税義務者の対象者数については何人ぐらいになるのかお示しをいただきたいと思います。次に、法人市民税における法人対象企業、これは会社の数ですけれども、これについてお願いをいたしたいと思います。

次に、固定資産税についてお伺いをいたします。同じく13ページです。固定資産税につきましては28億661万1,000円、対前年度比8,297万3,000円の2.9%減となっております。そこで、現年課税分の説明の中にありますように、土地、家屋、償却資産、また家屋の新造分についてどの程度見込んでいるのか、それぞれお伺いをいたしたいと思います。

次に、使用料及び手数料についてお伺いをいたします。予算書の19ページになります。ここで1点だけお伺いいたしますが、商工使用料の1,380万円につきましては長熊釣堀センター使用料となっております。一方、歳出におきましては、179ページの3目観光費、説明の7にあります長熊釣堀センター管理費では1,237万9,000円の事業費が計上されてございます。

そこでお伺いいたしますが、この長熊釣堀センターにつきましては、歳入見込みでは商工使用料1,380万円、歳出では事業費として1,237万9,000円、したがって142万1,000円の差額が生じることになります。そこで、歳入見込みであります商工使用料1,380万円の財源についてお伺いをするものでございます。

さらに、従来、長熊釣堀センターにつきましては、水曜、土曜、日曜及び祝日を稼働日としておりました。平成21年度につきましては稼働日はどのようにされるのか、確認のためにお伺いをいたしたいと思います。

次に、国庫支出金についてお伺いをいたします。予算書の24ページになります。

6目教育費国庫補助金、2節小学校費国庫補助金 1 億1,740万7,000円のうち、説明欄の1から4の中央小学校及び矢指小学校の改築事業についてお伺いするものでございます。

平成20年旭市議会第3回定例会において、両校の改築事業に伴う耐震診断について、国が地震防災対策特別措置法の一部を改正し、改築に伴う補助金を3分の1から2分の1に引き上げたことから、本市におきましては二次診断を受けるための委託料を補正した経過がございます。平成21年度当初予算においては両校の改築事業についての交付金及び補助金を見込んでおりますが、これらの改築事業は2か年の継続事業となっておりますので、この二次診断の結果がどうなったのか、経過を含め、両校の改築事業の補助金についてのご説明をいた

たくものでございます。

次に、市債についてお伺いをいたします。これは予算書の10ページと関係しておりますので、第3表でお伺いをいたします。

地方債として、起債の目的、限度額等が起債をということでされております。そこで、この起債の目的における各事業等の充当率及び交付税算入についてお伺いをいたします。

次に、大きな二つ目になりますが、一般職の職員数についてお伺いをいたします。これは予算書の290ページになります。

総括表に本年度及び前年度の職員数とその比較が出ております。本年度は735人、前年度は750人で、その比較は15名の減というふうになってございます。そこで、平成20年度の退職者の人数、これは定年退職者の数、そのほかの数ということでお示しをいただき、さらに、平成21年度新規職員の採用については何人を予定しているのかお伺いをするものでございます。

最後に、行政改革アクションプランについて、これは、平成21年度は最終年度ということになります。市長の政務報告でもございました。21年度は最終年度ということになりますので、計画についてはそれぞれ年度が終わっているものもあり、21年度最終的になるものもございませう。実施したことによる検証、評価が必要になってくるものと思っております。

そこで、行政改革検討委員会への報告あるいは意見の聴取、また行政としての検証、評価がどのようにされたのか。細かくなりますけれども、それは別といたしまして、全体的にどのような状況に現在なっているのかお伺いをいたすものでございます。

以上。

議長（向後和夫） 議案の質疑は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時14分

議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） 13ページの市税についてお答えいたします。

市民税の個人の現年課税分でございますが、これの納税義務者数につきましては、予算では3万2,943人と対前年278人増で見込んでおります。次に、2目の法人市民税につきましては、法人数1,648社と対前年と同数で見込んでおります。

次に、固定資産税についてでございますけれども、現年課税分につきましては対前年7,888万6,000円、2.8%の減で見込んでおります。内訳としまして、土地につきましては税額で対前年0.3%の増となりましたが、これについては徴収率を0.5%上げている関係で0.3%増。土地については0.2%の減ということでございます。家屋につきましては対前年4.2%の減と、この中で新築家屋分につきましては400棟見込んでおります。償却資産につきましては、対前年3.5%のマイナスというふうに見込んでおります。

以上でございます。

議長（向後和夫） 商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） それでは、19ページの12款商工使用料1,380万円についての説明をいたします。

長熊釣堀センターにつきましては、リニューアルをいたしますので、平成21年度につきましては試行という形の中での運営を計画しております。従来週3日の開場日につきましては、週3日の開場を予定しているところでございます。それに伴います使用料収入の積算でございますが、開場日を320日と見込みました。そこに1日当たり40人という部分を考えております。料金が1,000円でございますので、それで1,280万円。それとは別に、釣りの例会、それから大会等につきましても100万円程度の金額を見込んでいますものでございます。トータルで1,380万円というふうになります。

それから、収入から管理費を差し引いた差額分の関係がございました。財源としてのその差額分につきましては一般財源ということになります。平日3日間を増やすということの中におきましては、どれぐらいの釣りの入り込みがあるか見た中でのことでございますけれども、その差額分につきましては一般財源というふうになります。

議長（向後和夫） 庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） それでは、義務教育費の国庫補助金の関係でお答え申し上げます。

中央小学校と矢指小学校につきましては、昨年9月議会で二次診断の補正をお願いしたところでございまして、現在、まだその委託作業中ございまして結果が出ておりません。したがって、21年度当初予算につきましては3分の1の補助率で見積もりをさせていただいております。

この予算書の中で2分の1というものがございすけれども、これにつきましては、比較面積の中で今までよりも増える部分については当然国の負担になりますので、それについて2分の1を見てございまして、中央小学校は322平米がその2分の1に当たります。それで、矢指小学校は722平米が2分の1に当たるものでございまして、これは国が本来持つべき負担の率でございす。それ以外につきましては3分の1の補助率で計算をさせていただいてございす。

以上でございす。

議長（向後和夫） 財政課長。

財政課長（平野哲也） それでは、予算書の10ページになります。

市債についてのご質問でございまして、第3表の地方債の中で21年度事業の起債の充当率及び交付税の算入率を申し上げます。

まず、一番上の水道事業一般会計出資金でございすけれども、この限度額は6,250万円ということございまして、起債の種類は合併特例債でございす。充当率は100%でございす。なお、交付税の算入率は70%でございす。

以下、このような順で申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

次の経営体育成基盤整備事業、それから広域農業基盤整備事業及び広域営農団地農道整備事業につきましては、起債の種類としましては一般公共事業債というものになります。これは2種類の充当率がございまして、通常分が30%、それから財源対策分として60%が加算されますので、合わせて90%の充当率ということになります。この財源対策分の60%のうち、50%が後年度に交付税に算入されます。

次の旭中央病院アクセス道整備事業、それから南堀之内遊正線整備事業でございすけれども、起債の種類は合併特例債でございす。充当率は95%で、後年度の交付税算入率は70%でございす。

次の袋公園整備事業でございすけれども、一般公共事業債で、通常分と財源対策分を合わせまして充当率は90%でございす。財源対策分60%のうち50%が後年度で交付税算入されるというものでございす。

次の文化の杜公園整備事業でございすけれども、起債の種類は合併特例債でございまして、充当率は95%、後年度での交付税算入率は70%となっております。

次の消防施設整備事業はポンプ車と消防庫でございまして、起債の種類は防災対策債で、充当率が90%、今年度の交付税算入率は50%となっております。

次の防災基盤整備事業でございますけれども、これは防災行政無線の統合整備事業に充てるものでございまして、起債の種類は合併特例債、充当率については95%、後年度の交付税算入率は70%となっております。

次の中央小学校校舎改築事業と矢指小学校校舎改築事業、これは設計でございますけれども、起債の種類は学校教育施設等整備事業債で、これは2種類の充当率がございまして、通常分が75%、それから財源対策分として15%の上乗せ、合わせて90%の充当率となっております。後年度の交付税算入は、通常分75%のうちの70%、それから財源対策分の上乗せ分の15%のうちの50%が交付税に算入されるというものでございます。

次に、第二中学校屋外運動場整備事業でございますが、起債の種類は合併特例債でございます、充当率は95%、後年度の交付税算入率は70%となっております。

最後の臨時財政対策債でございますが、これは普通交付税の交付額の不足分に対応するものということで、財源不足に対応するというで臨時財政対策債という形になっておりますけれども、これは充当率が100%で、後年度の交付税算入率も100%ということになっております。

先ほど来、起債の種類と充当率、交付税算入率などを説明させていただきましたけれども、この表の総額38億1,920万円の中で交付税が総額でどのくらい入るかというのを合計で申し上げますと、29億5,400万円ほどになります。これはあくまでも理論償還値、理論算入というものを含んでの話ですけれども、29億5,400万円ということで、率にしますと約77%が後年度で交付税措置があるという見込みでございます。

以上です。

議長（向後和夫） 総務課長。

総務課長（高埜英俊） 予算書の290ページに関連いたしまして一般職の職員についてお答えいたします。ご指摘のように一般会計ではマイナス15名の減でございますが、退職と採用の関係は全会計にわたりますので、病院を除く全職員ということでお答えしたいと思います。

20年度末の退職者数ですが、定年退職者が16名、勸奨退職者が11名、普通退職者が1名、これは年度途中でございましたが、死亡退職者が2名、合計30名でございます。それから、平成21年度の新規職員でございますが、一般行政職の上級が4名、保育士が2名、消防職が5名、合計11名でございます。退職者30名に対しまして採用が11名でございますので、差し引きで19名の削減ということになりますけれども、ただ、先ほど申し上げました病院以外の全会計の職員数を合計いたしますとマイナス20名ということになります。これは、昨年3月

に職員が1人欠員になりましたので、そういう関係で1名の差が出ているということでございます。

次に、行政改革のアクションプランの最終年度としての検証について申し上げます。

ご指摘のように、アクションプランは平成17年度から21年度までの5年間を実施期間といたしまして、来年度はその最終年度となります。これまでの4年間、本プランに掲げました改革事項について着実に推進してまいったというふうに考えております。

その成果でございますけれども、個々の事例については有識者からなる旭市行政改革推進委員会にご報告するとともに、さらなるご意見を伺いながら目標達成に向けて取り組んでまいりました。実は2月27日にも推進委員会を開催していただきまして、来年度、21年度に重点的に取り組むべき事項について掲示いたしまして、これは今までの実績のご報告も含めてでございますけれども、そういう中で、実施期間の最終年度における改革の方向性についてご議論をいただいたところでございます。

今までの実績として大きく申し上げますのは、定員適正化計画に基づく職員数の削減、それから特に保育所の指定管理者制度の導入など、一定以上の成果を上げてきているというふうに考えております。最終的な検証については来年度になると思います。来年度において、行政改革推進委員会にご報告しながら総括的に行ってまいります。その中で、平成22年度から実施期間とする新たなプランについての策定に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、歳入についての件でございますが、個人市民税並びに法人市民税の人数並びに企業数についてご答弁いただきました。個人市民税につきましては、278人の増ということですが、減額を見込んでいるということと、法人市民税につきましては、平成20年度当初の1,648社と同数を見込んでいると。しかし、対前年比1億1,624万8,000円、22.9%という見込み、大幅な減というふうに判断しております。そういった意味で、特に法人市民税につきましては、昨年当初と同じ会社の数を見込んでいるにもかかわらず大幅な減ということについては、主なものはどういったものが挙げられるか、これについてももう少し詳しくご説明をいただきたいのが1点でございます。

それから、固定資産税につきましては、パーセンテージについてはお話をいただきました

が、昨年の委員会の中で課長のほうから、あらかじめお話をいただいている内容というのは、土地が約18万筆、家屋が5万1,000棟、償却資産が4,000件、家屋新造分が270棟ということで説明を傍聴させていただきました。そういったことを考えますと、これがどのように推移しているかということをお分かりになればお示しをいただければ大変ありがたいというふうに思っております。変化を見たいと思います。これが2点目です。

次に、使用料及び手数料の関係でございますが、課長のほうから、新装になります長熊釣堀センターについての稼働日といいますか、あるいはオープンする日といいますか、これについて週3日というふうなことにとれたんですけれども、年間320日ということになりますと、365日で計算しますとちょっと計算が合わないような感じがいたしますが、これは週6日ということではないでしょうか。その確認をもう一度お願いをしたいのが一つ。

それから、さらに加えてご質疑申し上げますが、当座は指定管理者については次年度に考えるという、これは22年度だというふうに思いますけれども、当面、従来と同じような管理運営がされていくというふうに考えておりますけれども、この管理をするような状況についてはどのように現在お考えなのか。また、指定管理者については次年度、22年度というふうに判断しておりますけれども、この辺の考え方についてお伺いをいたしたいと思います。

国庫支出金の中央小学校並びに矢指小学校の関係であります。今回当初予算にのっているものについては、当然国から2分の1ということで見込めるものをのせてあるということをお考えたときに、9月の補正で委託料を計上し、まだその結果が出ていないということでございますので、これは途中で補正になるのかどうかということと、時期はいつごろその結果が出るのか、これも併せましてお伺いをいたしたいと思います。

地方債については、ご説明いただきよく分かりました。

一般職の職員についても分かりました。

行政改革アクションプランの関係でございますが、ただいま総務課長からご説明をいただきました。21年度を最終年度とするアクションプランについては、途中から金額ベースでこのくらい削減できますよということで、加えてアクションプランをされたという記憶がございます。そういったことで、ただいまご説明をいただきましたが、数値で表せるものについては数値で表し、それから、数値で表せないものも当然出てくるでしょうから、そういったことについてどのようにお考えなのか、この辺について再度お伺いします。

そして、先ほどの一般職の職員についてはかなり減っております。これは、今ご説明いただきましたけれども、定年退職者の数と途中でやむを得ず退職された方というふうに分け

ば、その辺のところについてはアクションプランの内容と合わせていけば必然的に、人数は減っているけれども、最終的に67名ぐらい減らされるというふうに思っておりますが、その辺については定年退職なのか、違ったことで見込めるものかというふうなことになりますので、これも数値で表せますね。

そういった意味で数値で、表せるものについてはやはり委員会のほうに報告しながら、あるいは行政として当然検証しながら、そして評価をし、効果についてさらに申し送りするというのをやっていかないといけない時期に今来ているのではないかなというふうに思いますので、その辺のところについてはどのようにお考えなのか。これは、市長は当然本部長という立場ですから、お考えをお示しいただければと思います。

以上です。

議長（向後和夫） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） 予算書の13ページの市民税個人分ですけれども、納税義務者数が増になっておりますのは、かねて税制改正によりまして老年者の非課税措置が廃止になりました。それで、経過措置が19年度まで残ってございましたけれども、それが消えたということで、今まで年金所得者は非課税であった者が均等割りがかかるようになったので、納税義務者が自然に増えてくるということでございます。

それから、法人の関係ですけれども、ほとんどの業種で減になっています。11月、また1月を見てもマイナスになっているという関係で減にしたということでございます。

それから、固定資産税の関係ですけれども、まず、21年度の評価替えの関係からちょっとご説明します。

まず、土地につきましては、毎年鑑定価格によって見ているんですけれども、それが0.7%下落していると。それから、負担調整率というのがあるんですけれども、それによって課税標準で0.2%減になった。ただ、予算では徴収率を0.5%上げているので0.3%増になったと、それは先ほどご説明しました。

それから、家屋につきましては、まず在来家屋分については木造が7%、非木造が10%減額です、評価替えによりまして。それから、新築家屋分につきましては木造が3%、非木造が4%上昇と、これは資材が上がっていますので上昇するというところでございます。

それから、新築家屋の状況、推移ということでお答えいたします。

まず、木造につきましては18年が293棟、平成19年が339棟、平成20年が341棟。非木造は

平成18年が77棟、平成19年が52棟、平成20年が57棟。トータルしますと平成18年が370棟、平成19年が391棟、平成20年が398棟という状況であります。

以上です。

議長（向後和夫） 商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 長熊釣堀センターの開場でございますが、従来は週3日の開場だったものを、21年度につきましては週6日の開場としたいと思っております。

それから、指定管理者の関係につきましてお答えいたします。長熊釣堀センターにつきましてはリニューアルをしたわけでございます。今後の施設の効率的・効果的な管理運営につきましてどのようにしたらいいかという部分を検討する時期を21年度と考えているところであります。当然22年度には指定管理者に移行することを考えているものでございます。どういふことを検討するのかという部分もありますので、お答えしたいと思います。

まず、指定管理者になるという部分につきましては、民間がいいのか、また釣り組合の団体がいいのか、それから一般公募がいいのかという部分もあります。それから、営業日につきましても休業日をいつにするかと。それから開場時間についても、どれぐらいの時間を開場時間としたいのかと。それから料金につきましても、現在は大人1,000円しかございません。これが年中開催というようなことになれば当然料金の見直しも考えていかなければならないと思えますし、市内、市外の区分けをどうするか、それから子どもをどうするか。それで年中開催になれば、負担が1,000円ということになるとかなり負担もかかるのかなと。そうした場合は月会員、それから団体等、そういったものの取り扱いということにつきましても、民間の釣り施設、公共で実施している釣り施設、そういった所の料金の調査などをして中で検討をしていきたい。そのほか名称についても、リニューアルしましたので今のままでいいのかという部分もありますし、当然、大勢の釣り客に来ていただきたいという部分の中ではパンフレットも作成していかなければならないと。そのほか、長熊スポーツ公園という部分になっておりますので、その一体施設である公園部分の管理につきましても併せて指定管理者の中で実施するのか、そういう部分も検討していきたいというふうに思っています。

いずれにしましても、関係機関、関係者の意見等を聴取した中で、必要であれば検討委員会などを立ち上げた中で検討していきたいと、そういうふうに考えております。

議長（向後和夫） 庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） 国庫補助金関係でございますけれども、結果については、今月25日を納期限としてございますので、それまでに出るものと考えております。

なお、その後、要件に該当するということが見込まれるものにつきましては、判定委員会、それが確かに正しいかどうかという判定をする委員会に出すということもございますので、それに1か月程度かかるのかなという気はしております。それと、もしそれに該当し2分の1の補助率になるとすれば当然に補正をしていこうという、そういう考えであります。

以上でございます。

議長（向後和夫） 総務課長。

総務課長（高埜英俊） 行政改革について再質疑にお答えいたします。

私、先ほど実績として申し上げました職員数の削減とかそういうことは、やはり数字を強く意識した部分がございます。ご指摘のように数字で出せるものはきちんと出して、それから出せないものがありますが、それはそれなりに整理して行政改革推進委員会のほうできちんと検証していただいて、その後で議会にもちゃんとご報告するように取り組んでいきたいと思っております。

例年ですと、行政改革推進委員会ですが、年度の後半に開催されるが多かったんですが、来年度は早く、できれば5月ごろから開催していただいて、そういう検証とかあるいは次期の計画、プランに向けた検討とかに取り組んでいただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） ご答弁ありがとうございます。何点が再々質疑を申し上げます。

使用料及び手数料の関係でございますが、6日ということで1週間、それが年間ですと320日ということが分かりました。指定管理者につきましては、今課長からお話がありましたように、どういうふうにしていったらいいのかも含めての期間が1年間という検討の期間も分かりました。21年度については管理をしなければいけないものですから、現状の管理というのはどのようにするのか。20年度については何日か休んでおりますので、そういったことを含めて21年度はどうするか、この1点だけお伺いしておきます。

それから、国庫支出金の関係でございます。3月25日にはその後の経過が分かると。それが分かった上で、2分の1に該当するということであれば判定委員会に約1か月ぐらいかかると。その後に補正を組むという、これも分かりましたので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の行政改革アクションプランでございますが、これについては既に4年は過ぎている

ものもあります。したがって、本来ですと、状況がどうであったかということについては、今お話がありましたように推進委員会の皆様方にもご報告しなければいけない部分と、議会にも当然、どうなっているかということも含め、さらに変更があれば変更をしたということも必要ではないかというふうに思っている一人でございます。そういった意味で、今前向きなご答弁をいただきましたけれども、くどいようでございますけれども、数値で表せるものは数値で、ないものについては分かるように必ずやっていただくということで、ぜひこれについては、決めたことでございますので、決めたことはしっかり守るということをやっているようにお願いしたいと思いますが、確認のためにご答弁をいただければと思います。

以上です。

議長（向後和夫） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 21年度の中の管理でございますが、これは従来と変わらない市の直営管理ということで、管理人による管理をしたいと考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 総務課長。

総務課長（高埜英俊） 行政改革の関係でございますが、ご指摘のように、数字で分かるものはきちんと数字でお示しすることができるようにいたします。

それから、数字で表せないもの、これは当然できたものもございまして、事情があつてできないものもあつたと思います。そういうものは、こういう理由でこういうふうになりましたということが分かるようにきちんと整理をいたしまして、行政改革推進委員会の中で検証していただいて、議会にもご報告できるようにきちんとしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番(神子 功) 議案第8号、平成21年度旭市水道事業会計予算につきましてご質疑申し上げます。

今回、新たに旭市水道お客様センター業務委託ということで債務負担行為の内容が載っております。そういった点からご質疑申し上げたいと思います。

まず、この業務委託事業でありますけれども、旭市水道お客様センター業務委託をする理由、これが一つ。それから、委託することによってのメリットはどのようにお考えなのか。当然、業務委託しますと職員の配置等について関係してくるものと思いますので、職員の関係についてはどうなっていくのか、3点目。3ページを見ますと、債務負担行為では平成21

年度から平成25年度までの複数契約になると判断できるわけであります。そういった意味で、仮に途中で契約の内容を変更するというようなことがあるのかどうか、またあった場合には例えば中止とかあるいは金額についての増減というような内容を含めて、この辺のところについてはどのように検討をされてきたのか、4点をお伺いいたします。

以上です。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

水道課長（堀川茂博） それではお答えいたします。旭市水道お客様センターに係る業務委託事業について申し上げます。

水道事業におきましては、経営の健全化及び経営効率化を図るため、今後5年間の経営指針といたしまして昨年2月に旭市水道事業中期計画を策定し、民間の経営手法導入の取り組みとして、閉開栓業務及び料金収納業務、窓口受付業務の包括的な民間委託の実施を目標といたしました。

業務委託のメリットとしては、民間的な経営手法を取り入れることにより、営業時間の延長やインターネット受付など、利用者であるお客様のサービスが向上し、併せて、企業職員を4人削減することにより経費の節減が図られます。契約は専門的な人材の確保が必要なため5年間の長期継続契約といたしましたが、契約期間内での委託費の増減はございません。

最後に、人件費の削減についてご説明いたします。

平成19年度1人当たりの人件費は、1億4,528万7,269円、これを職員数19人で割りますと764万6,698円、計数整理いたしますと1人当たり764万7,000円。21年度予算はお客様センター業務委託料4,018万3,000円、これから従前より委託しておりました検針業務委託料1,396万5,000円を引きますと2,621万8,000円となります。職員4人削減による人件費は、764万7,000円掛ける4人で3,058万8,000円、検針業務委託料を差し引いた委託金額と比較しますと、年額437万円の経費の縮減の効果が見込まれることとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） 再質疑申し上げます。

契約期間につきましては、5年ということで変更はないというお話をいただきました。職員に対するメリットについてもお話をいただきました。内容的にはお客様のサービスの向上、それから効率化、健全化という財政に関係するお話もいただきました。職員の配置の件です

が、今まで19名ということでございまして、今回4名の減ということからいたしますと、一切4名については水道業務には携わらないということによろしいのかどうか、この辺の確認をしておきたいと思います。

以上です。

議長（向後和夫） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

水道課長（堀川茂博） 配置につきましては、水道以外の職に異動ということになります。したがって、公営企業といたしましては4人削減ということでございます。

よろしくお願いいいたします。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） それでは、5ページの一時借入金についてご質問します。

この一時借入金は、昨年20年度は10億円、それが今年は限度額が50億円と大幅に引き上げられました。これは工事費の支払いに伴う企業債借り入れのためのつなぎ資金の借り入れだと思いますが、21年度の企業債の借入額は幾らか。また、工事費の支払い額は幾らか。そういう中で幾らくらいの一時借り入れを予定しているのか。それと、建設当初は自己資金が約100億円あるという説明でありましたが、100億円あれば一時的にその金を充当すれば、つなぎですから十分に足りるのではないかと。そういうことで、一時借り入れの問題について、ご質問いたします。

議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

病院再整備室長（鍋木友孝） まず、枠でありますけれども、これは工事費の……

（「工事費の支払いと、それに伴う借り入れはどうなっているか」の声あり）

病院再整備室長（鍋木友孝） 失礼しました。工事費の支払いのほうなんですけれども、予算書に継続費ということで組んでおりまして、21年度のほうは、これは工事費とそれから設

計料も含めたものでありますけれども、61億7,801万5,000円であります。

それで、財源……。ちょっとお待ちください。すみません。

(「休憩」の声あり)

議長(向後和夫) 議案の質疑は途中ですが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 零時58分

議長(向後和夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

病院再整備室長(鍋木友孝) 午前中は大変失礼いたしました。

議員の質問が四つありまして、まず一つ目の質問でございますけれども、工事費は幾らなのかということではありますが、こちらのほうは、21年度分としましては61億7,801万5,000円でございます。

2番目の起債でございますけれども、来年度の予定ですけれども、新本館の工事に54億7,000万円、それから改修工事の設計料といたしまして3,000万円、合わせて55億円であります。

実際に幾ら使うんだというようなことでありますけれども、工事の進捗とそれから前払い、中間払い等を考えますと、だいたい12月に25億円前後、それから年度末にかけて場合によっては5億円くらい、30億円から35億円くらいかなと思っております。

4番目の質問でありました、以前に私の説明で自己資金100億円ということで、それであれば借りなくていいんじゃないかということでもありますけれども、年度末にその年のだいたい60億円くらいあったもので、それから、毎年度発生いたします減価償却費等でだいたい25億円前後ありますので、それを含めて100億円ということでお答えしてあります。今回、再整備事業は平成24年度までの事業でありますので、1年間で支出するわけではございませんが、その事業全体を見まして、トータルで自己資金は100億円あればよいというようなことで申し上げました。

以上でございます。

議長（向後和夫） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） じゃ、現実には今、自己資金は幾らもないということですね。

議長（向後和夫） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

病院再整備室長（鍋木友孝） 2月末で申し上げますと67億7,000万円であります。ただ、3月の末で見込んだものとしたしましては、現金と有価証券を合わせまして51億4,400万円というような状況でございます。

議長（向後和夫） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

24番（神子 功） 議案第9号、平成21年度旭市病院事業会計予算につきましてご質疑申し上げます。

21年度の収益的収入及び支出につきましては、対前年比0.3%の減を見込んだということになってございます。全体的に見ますと、特に収益的支出の中では給与費が2.1%の前年比増、経費が2.0%の増ということが目立つわけでございます。そういったことを考えまして、特にこの給与費並びに経費につきましてご質疑を申し上げます。

収益的収入及び支出の中で予算の概要という説明をいただきましたが、その中で給与費につきましては、病院本体の職員に係るもので、派遣職員70名を臨時職員に移行したという影響についてのご説明がございました。経費につきましては、派遣職員の臨時職員への移行とかSPD導入による委託費への影響というような内容の説明をいただきました。

そこで、この2点につきまして内容的にもう少し詳しくご説明をいただきたいわけですが、昨年と比べて何がどのように増えたのか、この辺を中心にご説明をいただきたいと思っております。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

病院経理課長（鈴木清武） まず最初に給与費についてでございますが、対前年の予算比では間違いなく2億7,000万円ちょっと増加しております。この大きな要因というのは、給与費というのは毎年定昇アップがございます。これを約2%ほど見込んでおります。それから医師ですが、こちらが現状よりも10名ほど増加する予定でおりますので、医師の給与について、この分を見込んでおります。

それからもう一つ、先ほど議員が言いました臨時職員給与ということで、全協のときには約70名という形で一応見込んだというふうに私のほうは発言しております。予算作成時はそ

ういう形なんです、現状では約50名程度というような数字になっておりますので、こういった事柄から賃金等の給与費関係は増額になっております。

それから、経費のほうの部類なんです、経費全体では6,100万円ほど増加しています。この大きな要因というのは今回、保険料関係です。ページでいきますと39ページになります。ここの保険料というのをちょっと見ていただきますと、ここに要は産科医療補償制度というものがこの1月1日から実施されておまして、これは出産1名につき3万円という形で保険料の支出を求められております。これを1年間分考慮しまして計上してあります。これが経費としての一番大きな要因となっております。

あともう一つは、38ページなんですけれども光熱水費、これは主には電気代なんです。昨年の重油等の高騰によりまして、この4月からの電気代の単価のアップの通知が電気会社のほうから来ておまして、その分を増額で見込んでおります。電気代として、予算では光熱水費のほうで対前年比4,200万円ほど増加というような形になっております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） そうしますと、給与のほうにつきましては定昇のアップということを見込んでの2%アップ、中でも医師が10名昨年よりも増えるということは、127人ということですから、117人から10人増えるということだと思います。さらに臨時職員の増ということですが、派遣という位置づけが3年前に議論をされましたけれども、今後再整備を行いながら中央病院が健全あるいは効率的な財政運用という、そういった観点から考えますと当然人が、恐らく医師あるいは看護師、専門職員、さらには行政改革アクションプランでは事務費関係については人が減るというふうになってございますけれども、恐らくこれらも見直しがされて増加になるのではないかなというような考え方があります。そういった意味で、平成21年度については一つの節目を迎えたというふうに判断ができるわけですが、また一般質問でもお伺いしますが、派遣職員に対して臨時職員の導入をするということについては、基本的にどのようなことの議論がされたのか、これらを含めてお伺いしたいと思います。

議長（向後和夫） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） お答えをいたします。

神子議員のご質問は、派遣職員を今度臨時職員に代えようとして今、臨時職員の募集をしているわけでありまして、そのことについてのお尋ねでございます。これは実はあ

したの一般質問で高橋利彦議員からも通告がある問題でありますけれども、これは、3年前に当時たくさん臨時職員の方が病院にいまして、本来臨時職員というのは、地方公務員法の中に規定がございまして、半年で、しかももう半年の更新しかできない。ですから、最初1年しかできないのが本来の形の臨時職員の扱いなんですけど、ただ、当時病院には1年を超えた方が100名以上いらっしゃいまして、その臨時職員の方をどうするかという問題から派遣に切り替えたという経緯がございまして。

ただ、問題は、派遣に切り替えても期間というのは、業種によっては3年しか派遣継続できない業務があります。もちろん継続できる業務もありますけれども、継続できない業務についてこれをどうするかということを検討してまいりまして、一つは、委託に切り替えることができる業務については委託に切り替える。それから、継続できる業務については継続をしていく。最後にどうしても残ってしまう業務がありまして、例えば看護助手のような、これは病院が直接しなければいけない業務でありまして、委託にもなじまないと、そういう業務についてはやはりまた職員として採用しなければいけませんので、臨時職員として今、募集をしているという状況でございまして。

まずは、そこまでお答えをさせていただきたいと思っております。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） そうしますと、今回の臨時職員というのは、今ご説明をいただきましたが、看護助手という内容が多いような感じがいたしますけれども、そういった判断でよろしいのかどうか、その辺だけ確認させてください。

議長（向後和夫） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 臨時職員にまた雇い直す職種というのが、看護助手、それから介護助手、これはシルバーとかありますので、そういう病院職員が直接しなければいけない業種でございまして。ですから、今言ったように看護助手あるいは介護助手、そういう業種でございまして。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番(神子 功) 議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算につきましてご質疑申し上げます。

まず、ページでいきますと6ページでございます。繰越明許費につきまして、財政課長のほうからもご説明をいただきましたが、この内容については、国の第二次補正ということも含まれながら、件数にしますと17事業が繰越明許費になるということでございます。そういったことで、国の二次補正については、期間がないということもございますので、当然来年度の持ち越しの事業ということは十分理解ができますけれども、そのほかにつきまして、何らかの事由で繰越明許費にしなければならない点というのもあるかと思っておりますので、そういったことも含めまして、第2表にそれぞれ事業名が載っておりますが、この繰越明許費にする理由、それからその事業の最終の予定の内容について簡単に結構ですからお伺いをいたします。これがまず第1点目です。

それから、7ページになりますが、これは1号議案でも質疑させていただきましたけれども、第3表の地方債補正の関係でございます。補正前、補正後という内容が出ておりますけれども、この起債の目的に対します起債の充当率並びに交付税算入はどれがどのように変化したのか、この辺のところについてもご説明をいただきたいと思っております。これが2点目であります。

15ページ、歳出の関係でございますが、今、国会でも盛んに議論がされておりますけれども、定額給付金の給付事業についてでございます。これについては、国で決まれば当然この給付事業に対応しなければいけませんけれども、つい最近の新聞では、県内アンケート調査によりまして、旭市は4月実施の予定というような一部報道がございました。したがって、そういったことを含めまして、この定額給付金給付事業については、国で決まったとした場合にどのように取り組むかということについてのご質疑を申し上げるわけでございます。

これについては、一部報道では4月というふうになっておりましたけれども、いつ実施をするお考えなのか。そのために市民への周知についてはどういったことをお考えになっているのか。スケジュール関係につきましては、各個々人からの申請があるわけでありまして、

申請の期間ということと給付の締め切りということが当然考えられるわけでありましてけれども、本市においては、その期間というものを限定しながら給付の締め切りということをどのように考えているのか。さらに、市民に漏れなく給付するというのが基本でございますので、そういった点について対応を望むわけでございますけれども、その点について内容的にお伺いをいたしたいと思っております。

以上です。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） それでは、ご質問の2点ほど私のほうからお答えを申し上げます。

まず最初に、予算書の6ページの繰越明許費の関係でございます。この理由と事業終了予定等でございますけれども、事業が多く課にまたがっておりますので、私のほうで全体的といたしますか総括的に申し上げまして、必要に応じてまた担当課ということでご了解をいただきたいと思っております。

まず、今回の補正予算で繰越明許費を設定いたしました事業ですけれども、先ほどありましたように17事業ございます。このうち、国の第二次補正予算関連の事業が8事業あります。その8事業を確認の意味でもう1回申し上げます。総務費の中の防犯対策事務費と定額給付金給付事業、民生費の中の子育て応援特別手当給付事業、商工費の商業活性化推進事業、土木費の中の南堀之内バイパス整備事業、旭駅前広場等整備事業、（仮称）下宿ふれあい公園整備事業、それから安全安心な暮らしづくり事業、この8事業が国の二次補正に伴うものでございまして、神子議員おっしゃいますように3月補正で当然計上しておりますので、これから期間は年度内はございませんので、これはすべて繰り越しを設定して実施するというところでございます。

事業をどのくらいの予定で終了できるのかということでございますけれども、事業によっていろいろ違ってまいります。例えば防犯対策事務費の事業内容、これは車の購入でございますので1か月ないし2か月程度で終わると思っております。それから、定額給付金と子育て応援特別手当につきましては、これももう既にご案内のとおり、始めてから6か月以内でやってくださいよということですので、最終が終わるまでには6か月くらいの期間がかかると。それから商業活性化推進事業、これはプレミアム付き商品券でございますけれども、定額給付金と併せて歩調をとりながらやりたいということで実施する予定でございます。このほか土木費の四つの事業につきましては、土地の購入ですとか物件の移転補償ですとかいろいろご

ざいまして、やはり年度末までかかるのかなということでかかっております。

それから、二次補正以外の部分は9事業ございます。

まず、農業費の中の経営構造対策事業ですが、事業の内容はハウスの建設に対する補助金でございまして、繰り越しの理由は建設予定地の土地改良事業の遅れ等によるもので、完成は一応5月末くらいということで聞いております。

次に、畜産環境総合整備統合事業でございますけれども、これは家畜のふん尿の浄化槽を建設するものでございまして、繰り越しの理由は地元住民の理解を得るのに期間がかかったということで、完了は10月末くらいを予定しているようでございます。

次に、バイオマスの環づくり推進事業ですが、これは家畜ふん尿浄化槽の補助金でございます。繰り越しの理由は、やはり建設予定地にあった埋設物等の処理に期間を要したということで、完了は4月末辺りを予定しているようでございます。

次に、土木関係の三つの事業で、旭中央病院アクセス道整備事業、防衛施設周辺民生安定事業、街路整備事業の谷丁場遊正線、これらはいずれも用地買収や物件補償等に期間を要しているため繰り越すものでございまして、完了については年度の後半までかかるのではないかとこの予測をしております。

次に、教育費の中央小学校改築事業、これは設計ですけれども、実施設計の内容について調整に期間を要したために繰り越すと、完了は夏くらいになるのではないかとこのことでございます。

次に、矢指小学校改築事業、これも設計でございますけれども、建設予定地の用地買収と物件補償にちょっと期間を要したということで繰り越すものでございまして、実施設計にはまだ着手いたしておりません。完了までにはある程度の期間がかかるのかなということで見込んでおります。

最後に、第二中学校改築事業でございますけれども、これは途中で用地の拡張等が入りまして、これで期間を要しましてグラウンド整備が若干遅れているということで、部室棟の建設が若干遅れるということで、完了は年内いっぱいくらいになるのかなということで見込んでおります。

それから、2点目の質問の地方債でございます。地方債補正の変更内容ということでございます。これは補正予算書の7ページでございます。第3表地方債補正の変更でございますけれども、この表の事業ごとに、それぞれ起債の変更理由と起債の種類、充当率、交付税の算入等を申し上げます。

まず、一番上の水道事業一般会計出資金でございますけれども、3,170万円の減額補正になりますけれども、水道事業会計におきまして配水管布設工事費が当初見込みを大きく下回ったために事業費を減額する、これに伴いまして一般会計の出資債も同時に減額するということでございます。起債の種類は合併特例債で、充当率は100%、後年度の交付税算入率は70%でございます。

次の旭中央病院アクセス道整備事業1億2,540万円の減額補正でございますけれども、これは南北線に係るものでございまして、まちづくり交付金というのがございます。このまちづくり交付金が増額になりまして、この増額した分を逆に起債のほうは減額ということでございます。起債の種類は合併特例債で、充当率は95%、それから後年度の算入率は70%でございます。

次の南堀之内遊正線整備事業9,920万円の減額補正でございます。これは街路整備事業（谷丁場遊正線）に充てるものでございまして、これもやはりまちづくり交付金というものが増額になっておりまして、この交付金が増額になったために起債のほうは減ということでございます。起債の種類はやはり合併特例債、充当率は95%、後年度の算入率は70%でございます。

次の文化の杜公園整備事業2億790万円の減額補正でございます。これもやはり、まちづくり交付金の増額の影響で起債を下げるというものでございます。起債の種類は合併特例債で、充当率は95%、後年度の算入率は70%でございます。

次の（仮称）下宿ふれあい公園整備事業は760万円の減額補正、これは、生活対策臨時交付金というものがあるんですけれども、事業費の一部をここの対象にしたことによりまして起債のほうは下がっております。起債の種類は合併特例債で、充当率95%、後年度の算入率は70%でございます。

それから、防災基盤整備事業5億7,780万円の減額補正、これはもうご承知のとおり防災行政無線統合整備事業に充てるものでございまして、入札によりまして事業費が大きく減額になりました。それと、市町村合併推進体制整備費補助金が追加で来ましたのでこれを少し充てたということで、この辺の財源が減りましたので起債の額も下がったと。起債の種類は合併特例債でございまして、充当率は95%、後年度の算入率は70%ということでございます。

最後に、中学校校舎改築事業4,120万円の減額補正、これにつきましては第二中学校改築事業に充てるものでございまして、入札により工事費等が減額したこと及び安全・安心な学校づくり交付金が若干増になりましたので、これらの財源を調整しまして起債は減というこ

とで、起債の種類は合併特例債で、充当率は95%、後年度の算入率は70%ということになっております。

以上です。

議長（向後和夫） 総務課長。

総務課長（高埜英俊） それでは、15ページの定額給付金給付事業についてお答えいたします。

今回具体的にご説明できるのは初めてでございますので、ちょっと全体的なことをご説明したいと思います。

2月10日に定額給付金等実施本部、この「等」が入っておりますのは、子育て給付金も一緒にやるということでございます。そういうものを副市長を本部長として立ち上げてまして態勢を整えました。その後、事務局の職員の辞令も交付いたしまして、態勢を整えて進んでおります。

それで、今回補正の中でお願いしてございますけれども、実は4月末にプレミアム付きの共通商品券が発行される予定でございます。この時期に合わせて定額給付金を支給することができれば、地元で使っていただけて経済効果が高まるんじゃないかということから、それを一つの目標に置いて作業を進めてきております。その結果、補正では間に合わない部分というのが出てまいりまして、その部分については予備費をお願いして、もう既に作業を進めているという状況でございます。

それを申し上げますと、まず給付金は10億7,390万円を予定しておりますけれども、これは来年度支給でございますから予備費は入っておりません。事務費ですが、3,896万8,000円を見込んでおりまして、そのうち3,097万9,000円が今回の補正でお願いする分、残りの798万9,000円、これにちょっといろいろ入りますけれども、これは予備費でもって既に作業を進めている部分ということになります。

それで、スケジュール的なお尋ねがございましたけれども、定額給付金は市民、世帯主からの申請に基づいて給付をいたしますが、そのためには市から通知を差し上げなければなりません。このための、根幹となります電算システムの開発に今、全力で取り組んでおります。これがちょっとずれてしまいますと全体のスケジュールがずれますので、そういうことのないよう、これに今、全力で取り組んでおります。

その後でございますけれども、3月末に市内の全世帯に申請書を郵送したい。4月上旬から受け付けを開始したい。その後、審査とか交付決定の手続きとかいろいろありまして、あ

と市のほうとしては金融機関へ払い込みの手続きをいたしますが、これも一度にはできない。数が多いものですから何回かに分けてやっていかなければならないということもありまして、実際に市民のところに入るのが4月末ごろということで今、進めております。

期間があるでしょうというお話がありましたが、先ほどちょっと財政課長が触れましたけれども、国は6か月ということを示しておりますので、これを当てはめると、10月上旬が一つの目安になるというふうに考えております。

一番の課題といいますか、ぜひやっていかななくてはならないなと思っておりますのは市民への周知でございます。これはご指摘のとおりで、4月1日号の広報あさひから順次やっていきますけれども、それだけにとどまりませんで、場合によってはまた通知を出すことも必要でしょうし、それから広報も、何度もいろいろな場面をとらえてやっていくというようなことも必要でしょう。随時市民へのPRに努めて、すべての方に定額給付金が届くように頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） 1点だけお伺いいたします。

ただいま総務課長のほうから話ございました。市民への周知徹底が課題だという話をいただきましたけれども、国会でもいろいろ閣僚の方々が、以前から話がありましたけれども、もらわないとかもらうとか、申請しないと云々という話がありましたけれども、仮に申請をしなかった方々についてはどうなのかとか、あるいは周知をしても行き届かなかったということがあるかも分かりません。半年間という、6か月間という期限を定める場合には当然漏れてしまうわけですけれども、その場合に、これは補助金という立場がありますので、当然、国のほうに返すということになると思いますけれども、その辺については万やむを得ない措置だというふうに思うようなことが考えられますが、その辺はどう考えておりますでしょうか。

議長（向後和夫） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（高埜英俊） 今、受け取らない方をどうするかということがありましたけれども、これは、場合によっては自分の考え方で受け取らない方もいるかもしれません。それは分かりません。ですけれども、私どもとしましては、今の立場で申し上げられますことは、そういう方が少しでも少なくなるように、できるだけ多くの方に受け取ってもらえますように、

いろいろな場面を通じて周知をし、あるいは場合によっては個々に通知を差し上げる、そういうようなことを考えながらやっていきたいと思います。そこから先は、じゃぎりぎりになってどうするかということは、多分これから国のほうとまた相談することになるかもしれません。

以上です。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） 最後にもう1点なんですが、行政のほうで、市のほうでお骨折りをいただくということで大変ご苦労されるわけですが、そのために事務費も当然かかってしまいますが、市民の方に通知を差し上げる、周知をできるだけしたということがあったにしても、例えば郵送であったときに返ってきてしまう、それが恐らく多いケースがあるのではないかなというふうに考えられると思うんです。そのときには万やむを得ないという形になるとは思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（向後和夫） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（高埜英俊） 一つの考え方として、市の職員がそこへ行ってお話をするということがあるかもしれません。ただ、これは旭市だけがやるというのも多分違和感があると思いますので、その辺は国とか県にご相談をしながら、周りの状況も考えながら対応を考えていくということになるだろうと思います。

以上です。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第26号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第27号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時37分

副議長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わり議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしく願
いいたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第28号に関係いたします林一哉議員、向後和夫議
員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の退席を求めます。

（26番 林 一哉 退席）

（20番 向後和夫 退席）

（19番 嶋田茂樹 退席）

（18番 高木武雄 退席）

（16番 明智忠直 退席）

（12番 佐久間茂樹 退席）

副議長（林 一雄） しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時38分

副議長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第28号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第28号、指定管理者の指定について、ご質疑申し上げます。

この指定管理者の指定については、ご説明をいただいたところでございますが、内容的に
は、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例ということで位置づけを持
ちながら旭市指定管理者候補者選定委員会を開催し、結果的に指定することになったとい
うような内容のお話がありました。そこで何点かお伺いをさせていただきます。

今回指定をされる、あさひ健康福祉センターの指定団体となる団体については、これまで

指定の期間において活動を進めてきたわけでありますけれども、今回については指定の期間を21年4月1日から24年3月31日までと定める内容になっておりますが、この指定管理者制度を導入して事業を進めてきた内容について、行政としてはどのような評価をされてきたのか、これがまず1点です。

そして、お話にもありましたように、旭市指定管理者候補者選定委員会を開催し審議をされたというお話を伺っておりますので、そこでの評価についてはどういう評価を得たのか、これが2点目です。

その結果、第5条によりまして公募によらない指定管理者の候補者の選定を、これは市長が選定をすることができるというふうになっておりますので、それをういて今回提案に至ったということがございますので、一つには行政としての評価、二つ目には選定委員会としての評価ということで、今回に至ったという経過がございますので、それぞれの評価内容等につきましてお伺いをするものでございます。

副議長（林 一雄） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第28号につきましてご答弁申し上げます。

あさひ健康福祉センターの指定管理に関する旭市福祉協会の評価につきまして、18年度に指定管理を任せましてからこの3月で3年経過するわけでございますので、各年度ごとに実績報告を提出させております。それで、毎年その実績報告から適正に管理運営をしてきているというふうに市としては評価をしているところでございます。客観的に申し上げますと、利用者から施設利用に当たりまして、管理運営上、問題のある不満ですとか苦情ですとか、そういうことは受けておりませんし、また、仮に直営で実施をしたという場合と比較をすれば、人件費の削減というような部分も図られているというふうに行政としては評価をしているところでございます。

それから、指定管理者の選定委員会における評価というような部分におきまして申し上げますと、指定期間3か年の利用者数の実績、それと指定管理料、それから18年度、19年度の実績額と20年度の予算額、これら団体のほうの経理関係の部分をご協議いただいて、そしてまた詳細には19年度分の実績報告というようなものも提出していただきまして、その内容を選定委員会の中で検討し評価をいただいております。

それで、実際には利用者に対しますそういうサービスの面から、そしてまた施設の維持管理というような面、そして指定管理料そのものの額の問題、そしてその団体が安定

した経営を続けていけるのかというような、そういう面から選定委員会の中でいろいろと検討していただき評価をいただけたということで、今回、旭市福祉協会を適正な指定管理者といたしまして選定をいただいたということでございます。

以上です。

副議長（林 一雄） 神子功議員。

24番（神子 功） ただいまご説明をいただきましたが、そうしますと数字上では手元にあるわけですよね、今説明がありましたように。これからも指定管理者という制度については増えていくことが予想されておりますけれども、そういった意味では、今回後段にもまた議案として載っておりますけれども、その実績というのが出てきたわけですよね。それについてそれぞれの立場で評価をしたということですが、やはり数値をどのように判断したかということが一番大事になってくると思うんです。それについてはお見せいただくことができますでしょうか。

要は、今後この28号が採決されて通過した場合には当然、次のステップにつながるわけですよね。今回、今までやってきたことにおいてその効果があったと。さらに、行政的に言うと費用対効果ということ考えた場合には、さらにもっと進めることができないかという原点に立ち返っての議論がないと、費用対効果というのにはさらに考えることができないわけですから、その辺についての効果ということについてはどこでどのように判断したのか、これらも含めて、数字上の問題と評価についてさらにお伺いしたいと思います。

副議長（林 一雄） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） 実績報告を毎年ちょうだいしているわけございまして、次の年の指定管理料を決定していく中で、実際に団体のほうの維持管理部分をこれだけの経費によって予算書を編成しましたということを基に、実績報告とその予算書を基に、我々のほうでその内容につきましても、一般会計とすべて関連してきますので、財政を含めましてその内容を事細かに、例えばの話、ガソリン何リットルから人件費の時間当たりの単価、そういうようなものをすべて一般会計と同じように査定した中で、指定管理料そのものの全体の維持管理費というものを示しています。

それで、実績報告をいただいたときに、予算は予算として請け負ってやっていただくわけですが、当然、最終的に実績報告によって予算を下回る場合においてはそれは精算をしまして、指定管理料そのものをかかった分だけしかお支払いしないようなそういう形をとってお

りますので、その辺で、その行為そのものが評価ということと同じ行為だろうというふうに私どもは判断をさせていただいているところでございます。

副議長（林 一雄） 神子功議員。

24番（神子 功） そうしますと、今回、同じ団体に指定の期間、21年から24年まで指定をしたいということの裏付けとしては、今のご説明によりますと、今まで指定管理料といいますが、それがずっとやられてきましたと、それでこの運営がよかったために下がりましたというようなケースの中で、今回指定管理者をお願いするというようなことでよろしいんですか。そのために資料がないと分かりませんので、お差し支えなかったらそういった資料を見せていただくことができるかどうか、この辺について再度お伺いいたします。

副議長（林 一雄） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） 全体の当初の指定管理料、予算の段階と、実績で決算の指定管理料という、そういう全体的な金額の対比でございましたらば、すぐそれらについてはできるんですが、事細かに中身までということになりますと、実績報告そのもの、予算書そのものをご検討いただくようになってしまうんですが……。

副議長（林 一雄） 副市長。

副市長（鈴木正美） 選定委員会のほうにお出しした資料は、公文書公開制度で見られると思いますが。その辺は隠すものではありませんので、もしご覧になりたいということでしたらお示しすることはできると思います。前に議論したときに、保育所の指定管理のときは、あれは今後交渉するときの最低制限価格みたいな行政側の数字なのでなかなかできないということだったんですが、現在やっている指定管理の指定管理料と予算がどうなっているかというのはその中で分かりますので、ご確認いただくことは可能だと思います。

副議長（林 一雄） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第28号の質疑を終わります。

ここで、林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の入場を求めます。

（26番 林 一哉 入場）

（20番 向後和夫 入場）

（19番 嶋田茂樹 入場）

(1 8 番 高木武雄 入場)

(1 6 番 明智忠直 入場)

(1 2 番 佐久間茂樹 入場)

副議長 (林 一雄) しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時52分

議長 (向後和夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第29号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番 (神子 功) 議案第29号、指定管理者の指定について、ご質疑申し上げます。28号でご質疑した点と内容が同じなものですから、絞りましてお伺いいたします。

ただいま28号でも質疑申し上げましたが、要は、費用対効果ということがいわゆる指定管理者制度の導入のきっかけだというふうに判断しております。そういった意味で、今回は公募をしないで旭市指定管理者候補者選定委員会の評価を得ながら、恐らく第5条の公募によらない指定管理者の候補の選定ということによつての提案だと思いますけれども、そういったことで費用対効果についてどのような検討がなされたのか、要は効果があったものはどうなのかということについてのみ、お答えをいただきたいと思います。

議長 (向後和夫) 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長 (在田 豊) この指定管理者制度によりまして、実際に施設の管理委託をお願いしたのは18年4月1日からですが、17年の合併の際にはまだ指定管理者制度を用いないで、それを今と同じ団体へ委託契約を申し上げます。それで、その当時と比べて今の指定管理料がどれだけ効果としてプラスになっているかという部分におきましては、先ほどのご答弁でも申し上げましたように、17年度の段階でも委託料を計上するに当たりましては、事細かにそれらの積み上げをしたその全体をこれらの団体へ委託しているということでござ

いますので、極端に申し上げますれば、17年の委託費と今回の委託費という部分においては基本的には同じでございます。

それで、ただ一つ申し上げられるのは、この29号に限りますと、ここでの使用料なりというような部分での収入的なものはほとんどございませぬので、節減効果そのものをどういう形でそこで打ち出したらいいのかというような部分については、利用者を増やせばその分、効果が上がるというそういう施設でもございませぬので、このふれあいサポートセンターにつきましては、当時と管理費そのものは同じであるという認識であります。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第29号の質疑を終わります。

議案第30号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第30号、指定管理者の指定につきましてご質疑申し上げます。

これも28、29号と同じで、また後段の31号でも同じことなんですけれども、確認のためにお伺いしているわけでありまして、この29号に対しての団体に21年4月1日から24年3月31日までの期間を指定するわけでありまして、この団体に指定することに当たりまして、これまでの実績等を踏まえました評価について、確認だけさせていただきたいと思っております。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） それでは、飯岡福祉センターの指定管理に関します旭市社会福祉協議会の評価ということでございますが、これは今、議員がおっしゃられましたように、前二つの議案と同様に18年度から指定管理を任せて、各年度ごとに実績報告を提出させております。そして、毎年それらが適正に管理運営をしてきておるといふふうに私どもは評価をしております。飯岡福祉センターにつきましては、社会福祉協議会が事務所として入っておりますので、そういうような部分では、管理運営という中では極めて便利といいまいしょうか、効果的にそこの管理ができておるといふふうに私どもは理解をしておるところでございます。

以上です。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第30号の質疑を終わります。

議案第31号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第31号、指定管理者の指定につきましてご質疑申し上げます。

これもこれまでの指定管理者の指定についてご質疑申し上げている内容と同じでございますので、これまで旭市手をつなぐ育成会にゆだねてきました指定管理者について、評価についてはどのようであったのか、費用対効果ということを含めて確認の意味でご質疑申し上げます。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） 旭市福祉作業所の指定管理でございますが、これは旭市手をつなぐ育成会そのものの評価ということにつながってくるわけですし、この施設そのものにつきましても、旭市手をつなぐ育成会の皆様は、あそこで障害を持ったお子さん方をはじめ、いろいろと活動をされておるといことで、旭市手をつなぐ育成会のほうからすれば、そういうようなところの施設を委託によって管理し、またそれぞれの会のいろいろな活動にもそれらはつながってまいりますので、極めて良好な形でそれらが委託できているというふうに私どもは評価をするところです。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第31号の質疑を終わります。

議案第32号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

日程第2 常任委員会議案付託

議長（向後和夫） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第11号中の所管事項、議案第19号、議案第22号、議案第23号、議案第27号の6議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第11号中の所管事項、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第20号、議案第21号、議案第25号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号の16議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第6号、議案第7号、議案第11号中の所管事項、議案第15号、議案第24号、議案第32号の7議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第26号の7議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

日程第3 常任委員会陳情付託

議長（向後和夫） 日程第3、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第1号の1件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

建設経済常任委員会に陳情第1号の1件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

議長（向後和夫） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時 5分